

2026年度地方財政計画について

飛田博史

<要 旨>

2026年度地方財政計画⁽¹⁾は、給与改定および物価高騰への対応を主軸に、計画総額・一般財源総額ともに過去最大規模を更新した。一方、地方交付税の法定率分の堅調な伸びを背景として財源不足は大幅に縮小し、交付税特別会計の債務圧縮や臨財債発行の2年連続の解消など財政健全化と安定的な財源保障の両立が一段と進展した。一般財源総額確保についてはこれまで「実質同水準ルール」のもとで事実上一定の制約がかけられてきたが、2026年度の増額確保はもはやこのルールが空洞化している事実をつきつけたものといえる。歳出面では給与改定や給与改善費の計上、会計年度任用職員経費の人件費への移し替えが行われ、物価高騰対応は対象範囲を広げて大幅に拡充したことは評価できる。一方で高市内閣の重点施策である地域未来基金費の創設など、国の政策意図が交付税算定を通じて地方財政に反映される度合いが高まっている。こうした状況のなかで、今後の地財計画は財源不足の補てんからより積極的に標準的行政水準のあり方を量と質の面で追求し、国の政策の受け皿となる特別枠への依存から脱却して人口減少社会におけるあるべき地方の姿を描く段階にきている。

はじめに

2025年12月26日に2026年度政府予算案が閣議決定され、あわせて2026年度の地方財政対策（以下「地財対策」という）が公表された。新年度の地方財政見通しは、秋の人事委員会勧告を踏まえた給与改定、歯止めのかからない物価高騰への対応、2025年10月に成立した高市内閣における政策などが歳出にどのように盛り込まれるか、また、歳入ではガソリン税の暫定税率廃止などの税制の影響に対する財源対策、一般財源総額や財源不足の動向などが注目される。

本稿ではこれらの注目点を中心に新年度の地方財政対策の資料にもとづき、その概要と特徴、課題などについて解説する。なお、地財対策の資料の内容

は後日閣議決定される地方財政計画（以下「地財計画」という）とほぼ同じであることから、タイトルでは地方財政計画としている。

1. 政府予算の動向

(1) 2025年度補正予算 — 5年連続で地方交付税の増額補正、高市内閣の経済対策・給与改定、物価高騰への対応

2025年12月16日に高市内閣初の予算として2025年度補正予算が成立した。予算規模は11月21日に閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策」にもとづき、前年度の一般会計ベースの規模13.9兆円を大きく上回る18.3兆円（うち経済対策関係経費17.7兆円）となった。経済対策関連では生活の安全

(1) 本稿の執筆において衆議院解散総選挙が重なったため、今後の選挙結果次第で地方財政計画の内容も見直される可能性があることをお断りしておく。

保障・物価高対策としておこめ券の配布や電気・ガス代支援など8.9兆円、危機管理投資・成長投資としてA I 研究開発や造船業の再生・強化など6.4兆円、防衛力と外交力の強化として1.7兆円などが計上された。また、2024年度国税決算および2025年度国税の増額補正にともない、地方交付税（以下「交付税」という）の法定率分の追加財源として1.5兆円が確保されたため、再算定などの活用がはかられた。こうした交付税財源の増加分の活用は5年連続となり、各自治体への追加交付は昨年12月23日に決定された。

図表1は交付税増額分の過去5年間の活用状況をみたものである。総額は1兆5,102億円と過去5年間では2番目に少ない額である。活用内容は大きく分けると交付税の再算定等を通じた年度内の追加交付および地財対策⁽²⁾の財源への活用からなり、地財対策については従来、当該年度の財源対策の振り替えと翌年度の地財対策への繰り越しからなるが、2025年度についてはこうした繰り越しが行われなかった。2026年度は交付税財源の大幅な伸びが見込まれることから、2025年度の上振れ分は年度内の活用に集中させたとみることができる。その内容は以下の通りである。

① 交付税再算定分等（1兆3,102億円）

交付税の再算定および特別交付税の追加交付を通じて1兆3,102億円が増額交付され、このうち交付税の再算定では年度限りの算定項目を通じて配分された。このなかで特徴的なのは委託料等の物価高対策分が算定されたことである。詳細は以下の通りである。

○臨時経済対策費等（補正予算歳出、給与改定実施分、物価高対応分、調整復活等含む）1兆653億円

経済対策および2025年人事委員会勧告を踏まえた給与改定遡及分、委託料等にかかる物価高対応分の財源、調整復活⁽³⁾として1兆653億円が追加交付された。この額は過去5年間では最も多額となっている。

具体的な交付方法は普通交付税1兆14億円、特別交付税639億円からなり、このうち普通交付税では昨年度に引き続き、年度限りの算定項目として「臨時経済対策費」と「給与改定費」が創設され、臨時経済対策費では委託料等の物価高対応分2,000億円が算定された。給与改定費についてはあくまで2025年度の改定分の一部とされているが、そもそも、毎年度の地財計画には年度内の各種経費増に対応する追加需要額として4,200億円が計上されており、この財源を含めて遡及分に対応することが想定されている。

○臨時財政対策債償還基金費 2,209億円

同項目は後年度に予定されている臨時債の償還費に充当する基金を交付税の臨時的算定項目で算定するものである。具体的には2005年度、2006年度の起債償還分として2026年度に予定されている額の4分の3、2027年度に予定されている額の4分の1の相当額が算定される。これにともない各年度の償還費には相当額が算入されないため償還費財源の繰り上げ交付をしたことになる。あくまで一般財源なのでその用途を制約するものではないが、総務省は自治体に対し相当額の基金への積立を求めている。

○特別交付税加算分（能登半島地震による災害対応分）240億円

昨年度に引き続き能登半島地震対応分として、特別交付税240億円が加算された。

② 地財対策活用分（2,000億円）

○公庫債権金利変動準備金活用時期の見直し 2,000億円

2025年度の地財対策では、全自治体が出資している地方債の資金調達機関である地方公共団体金融機構が有する公庫債権金利変動準備金の不要額を2,000億円活用する対応がはかられたが、昨年度に引き続き交付税増額分を充当することで準備金の活用を繰り延べた。このほか、昨年度までは増額分の一部を翌年度の地財対策の財源に繰り越したが、今回の補正ではすべて年度内の財源として活用された。

なお、交付税再算定により需要額が加算されたた

(2) 本稿で用いる地財対策とは、地財見通しの積算の結果生じる財源不足の補てん対策を意味する。

(3) 調整復活（調整戻しとも言う）とは地財計画で決定した交付税総額と各自治体の交付税算定結果の総額を突合せさせるために、全国一律で割落とした分を各自治体に再交付することである。

図表 1 2025年度補正予算における交付税再算定等の状況（過去5年間の推移）

		(単位：億円)				
		2021	2022	2023	2024	2025
	地方交付税法定率分増額	42,761	19,211	11,584	20,748	15,102
2025年度内の追加交付	臨時経済対策費等（調整復活・給与改定分含む）	4,700	4,970	2,591	6,946	10,653
	臨時財政対策債償還基金費	15,000		3,000	4,000	2,209
	災害等にもなう特別交付税加算			150	980	240
地財対策の財源としての活用	過年度の交付税特別会計借入償還繰り延べの償還	8,500				
	地方公共団体金融機構公庫債権金利変動準備金活用繰り延べ	2,000		1,000	2,000	2,000
	次年度地財対策繰り越し	12,561	14,242	4,843	6,822	

注：2023年度以降は臨時経済対策費に給与改定分含む
 出典：各年度の補正予算資料より筆者作成

め、不交付団体が85から78に減少した。

（2）2026年度政府予算案

2026年度政府予算案は「R7補正での対応に続き、切れ目無く、「強い経済」を実現する予算」と題して、一般会計規模は122兆3,092億円と前年度を約7兆円上回り過去最高額を更新した。

主要経費別にみると社会保障関係費が39兆559億円（前年度比2.0% 以下カッコ内は伸び率）と高齢者福祉の自然増や医療・介護分野の人件費の充実や物価高騰対応などで過去最高を更新した。文教及び科学振興費が6兆406億円（6.8%）と高校授業料無償化や公立小学校給食費の無償化、人事院勧告を反映した公立小中学校教職員の給与引き上げなどが計上され、高い伸び率となった。国債費も31兆2,758億円（10.8%）と初の30兆円超えて過去最高額となった。財務省の想定金利は昨年度の2.0%から3.0%と大幅に引き上げており、昨年度の想定金利の引き上げが1.9%から2.0%であったことから、金利のある世界に入り急速に財政を圧迫していることがわかる。

地方交付税交付金等（一般会計からの繰り入れ分）が20兆8,778億円（10.6%）と交付税法定率分の増加に加え、自動車関連税制改正にもなう減収補てんにより高い伸び率となった。

防衛関係費は8兆9,843億円（3.6%）と昨年度に比べて低い伸び率となったが、防衛省システム関連のデジタル庁予算を含めると9兆353億円と大台に乗った。高市内閣は防衛費のGDP比2.0%の目標を2年前倒しの2027年度までに達成することを表明しており、物価高騰を背景とする予算総額の増大の勢いで今後も高い伸びとなることが予想される。

公共事業関係費は2020年度以降ほぼ横ばいで推移してきたが、労務費や資材価格の上昇、昨年の埼玉県八潮市の道路陥没事故等を踏まえた重要管路の更新投資などへの支援を計上し微増となった。

前年度の石破内閣の当初予算では地方創生2.0の政策推進として「新しい地方経済・生活環境創生交付金」として従来の交付金を倍増させ2,000億円を計上したが、高市内閣では地方創生の看板を下ろして、これらを含めた地場産業の成長戦略を推進する地域未来戦略を新たに掲げ、地方向けの財政支援として「地域未来交付金」1,600億円を計上した。2025年度補正予算で同交付金を1,000億円計上していることから、金額自体は水準を維持しているとみなせるが、政府としての関心はあまり高くない印象があり、今後の地方財政における影響が注視される。

一方、歳入では国税見通しが83兆7,350億円と前年度を6兆円近く上回り、所得税、法人税、消費税がいずれも1～2兆円を超える伸びとなった。背景

には賃上げ、円安などによる堅調な企業業績、物価高騰などが寄与している。こうした中で公債発行は29兆5,840億円と前年度を9,369億円上回り、赤字国債の発行が前年度を上回った。2026年1月22日の経済財政諮問会議では、新年度の基礎的収支が約8,000億円の赤字となることが明らかにされた。そもそも高市内閣では基礎的収支の単年度黒字化から路線転換しており、今後「責任ある積極財政」がどのように担保されるか注目される。

2. 地財計画の概況 — 100兆円の大台、一般財源増額確保、財源不足縮小更新

(1) 全体の規模（計画総額約102兆4,400億円、一般財源総額71兆9,878億円）

地財計画の規模は約102兆4,400億円（5.5%）、一般財源総額は71兆9,878億円（6.6%）、交付団体ベースでは67兆5,078億円（5.9%）と、いずれも5年連続で前年度を上回り、過去最高額を更新した。また、伸び率でも2000年度以降で最も高くなった。一般財源総額は2024年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、いわゆる一般財源総額実質同水準ルール⁽⁴⁾（2025年度から2027年度について2024年度の水準を下回らないように確保する）を踏まえたものであるが、2026年度の伸び率は実質的にこのルールを超えた増額確保がはかられたといえるだろう。

交付税総額は20兆1,848億円（6.5%）と8年連続で前年度を上回り、2001年度以来の20兆円を超えた。しかも、当時のように著しい財源不足のなかで臨財債発行をとめない総額を確保した状況とは異なり、財源不足が引き続き縮小するなかで、臨財債発行をゼロとした上で増額を実現した点では、昨年度以上に積極的な財源保障と財政健全化の両立がはかられたと評価できる。ただし、近年は人件費や物価高騰等による行政コストの上昇という当時とは異なる条件があることにも留意する必要がある。

(2) 財源不足（1兆254億円）

財源不足は1兆254億円（▲675億円）と5年連続で減少しており、その水準は1994年度以降で最小額となった。そのため財源不足を国と地方で折半して負担するいわゆる折半ルールも5年連続で不適用となり、臨財債の発行も既往債も含め2年連続で解消した。2026年度の財源不足は交付税特別会計（以下「交付税特会」という）が抱える20兆円以上の債務残高の償還前倒しが主なものであり、その点では財源不足の意味が変化したといえる。

(3) 東日本大震災分（約2,381億円）

地財計画の別枠で計上されている東日本大震災分は、復旧・復興事業として約2,200億円、全国防災事業は181億円が見込まれている。復旧・復興事業は2026年度から「第3期復興・創生期間」と位置づけられ、2025年6月20日に閣議決定された基本方針にもとづき、今後5年間にわたり約1.9兆円の事業規模で引き続き事業が行われる予定であり、これに対応して地財計画の枠も存置される。

基本方針によれば原子力災害被災地域における事業として、事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）、環境再生に向けた取組、帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興、福島国際研究教育機構の取組の推進、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建、農林水産業の再建、風評払拭・リスクコミュニケーションの推進。地震・津波被災地域については、第2期復興・創生期間において残された事業の継続的推進、地方自治体等との連携、心のケアや被災した子どもに対する支援等の中長期的な取組が必要な課題への対応などが盛り込まれている。

これらの取組に対する財源等については既述の1.9兆円程度の予算を確保し、特に福島県については前期の事業規模を超える予算を予定している。また、地方自治体に対しても引き続き震災復興特別交付税の支援を継続するなどとしている。

一方、全国防災事業については2015年度まで全国

(4) 地財計画の一般財源総額の水準を複数年度にわたり安定的に確保する運用ルールで、2011年の民主党政権下の「財政運営戦略」で明記され、その後は「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太方針）に引き継がれ、ルールが更新されてきた。

的に行われた防災減災事業の起債償還分が引き続き計上され、その償還の進捗に応じて減少傾向にある。

3. 地財対策の特徴（末尾資料参照）

次に財源不足に対する地財対策の内容についてみていこう。

（1）近年の地財対策の状況

図表2はコロナ禍で最も財源不足の拡大が見込まれた2021年度から2026年度にわたる財源不足額と地財対策の内容である。

2021年度はコロナ禍の国税、地方税の大幅な減収が見込まれたため、財源不足が10兆円台と急増したが、その後は年々減少し、2025年度から2年連続で1兆円台まで収束した。この間の地財対策は2021年度を除けば、一般会計加算（既往法定分）、地方債増発（臨財債新規発行等、財源対策債）、交付税特会加算（特会剰余金や公庫債権金利変動準備金）を基本としてきたが、2022年度以降は「折半ルール」が適用されていないことから、臨財債の新規発行はされず、さらに2025年度以降は既往債償還分も含めて臨財債の発行が解消し、他の財源対策で充足する状況にある。

（2）2026年度の地財対策

2026年度地財対策の内容について詳しくみていこう。

① 一般会計加算

○既往法定分（154億円）

既往法定分は、過去の国の経済対策などによって生じた地方の一般財源負担を、法律にもとづいて国の一般会計から交付税の加算分として補てんするものである。前年度は配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収の補てんおよび公共事業等臨時特例債の利子負担額等の合計額929億円が加算されたが、2026年度は前者のみの加算となり、その他は後年度の地財対策に繰り延べられた。

② 地方債の増発

○財源対策債（7,600億円）

財源対策債は公共事業の実施にともない発行する建設地方債の充当率を上乗せするもので、相当額の一般財源負担を減らすことで間接的な地財対策となる。2026年度も5年連続で同額である。交付税法定率分の充足性が高まるなかで必ずしも起債による財源対策に依存する必要はないが、公共事業の円滑化をはかる点から存置されている。

○臨財債発行ゼロ

既述の通り、財源不足の縮小により折半ルールの適用がなかったため2年連続で新規発行、既往債償還分の発行が解消した。

図表2 地財対策の状況

（単位：億円）

		2021	2022	2023	2024	2025	2026
一般会計加算		21,915	154	154	3,488	929	154
内訳	既往法定分等	4,746	154	154	3,488	929	154
	臨時財政対策加算	17,169					
財源対策債の発行		7,700	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
臨時財政対策債の発行		54,796	17,805	9,946	4,544	0	0
内訳	既往債償還分等	37,627	17,805	9,946	4,544		
	新規発行分	17,169					
その他		16,811	0	2,200	2,500	2,400	2,500
内訳	国税決算精算繰り延べ	4,811					
	交付税特会償還繰り延べ	8,500					
	交付税特会剰余金活用	1,500		1,200	500	400	500
	公庫債権金利変動準備金活用	2,000		1,000	2,000	2,000	2,000
合計（財源不足額）		101,222	25,559	19,900	18,132	10,929	10,254

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある

出典：各年度の地財計画資料より筆者作成

③ その他

○交付税特会剰余金の活用（500億円）

過去の地財対策では交付税特会の借入金で交付税加算が行われていたため（2007年度に廃止）、その返済にかかる利払費の予算不用額などの一部を交付税特会剰余金として地財対策に活用している。2026年度は前年度から100億円増え500億円が活用された。

○公庫債権金利変動準備金の活用（2,000億円）

正式には地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金と呼ばれる資金を、交付税の加算として活用するものである。同機構は全地方公共団体が出資する資金調達機関で、金利変動準備金とは機構の前身である国出資の旧地方公営企業金融公庫から引き継いだ債権の金利変動に備える準備金である。同準備金は債権管理の段階的な終了に合わせて国庫に返納することになっているが、管理途中でも低金利などにより国が不用と判断すれば国庫へ返納することができる。地財対策ではこの不用額がしばしば活用されている。最近では2023年度以降の毎年度計上されており、2026年度も前年度同額の2,000億円が計上されているが、実質的に前年度の補正予算では繰り延べられた財源を活用している。

4. 収支の概要

次に図表3を参照しながら収支の概要についてみていこう。表中では兆円単位の表記だが、本文では一部を除き億円単位で説明する。

4-1 歳入

(1) 地方税（47兆8,185億円 5.2%）

昨年末の政府経済見通しによれば、所得上昇による個人消費の増加や経済対策による設備投資の増加により名目GDP成長率3.4%、消費者物価1.9%と昨年度の見込みを下回るものの引き続き好調な経済を予想している。こうしたプラスの見通しを踏まえ、都道府県、市町村とも主要税目が軒並み前年度を上回っている。

図表4は主な税目を昨年度と比較したものである。道府県税、市町村税とも個人および法人住民税（道府県民税・市町村民税個人分、道府県民税・市

町村民税法人税分）、事業税、地方消費税、固定資産税など主要税目が前年度を上回っており、賃上げ、法人収益の伸び、物価高騰などを織り込んでいずれも高い伸び率を見込んでいる。なかでも利子割等の金融所得課税については金利上昇や株式市場の活況などにより高い伸び率となっており、利子割については倍増している。一方、道府県税で自動車税とその他が前年度を下回ったが、これは昨年10月31日の与野党合意による軽油引取税の暫定税率廃止および2026年度与党税制改正大綱に明記された自動車税および軽自動車税の環境性能割の廃止の影響を見込んだものである。地方税全体ではこうしたマイナス要因を相殺するかたちで高い増収を見込んでいる。

(2) 地方譲与税（3兆1,932億円 7.7%）

地方譲与税についても10月31日の与野党合意によるガソリン税暫定税率の廃止の影響を受けて、地方揮発油譲与税が減収したものの、特別法人事業譲与税が引き続き好調であったことから全体としては前年度を上回った。

(3) 地方特例交付金等（8,156億円 321.3%）

地方特例交付金等は国の税制改正等にもなう地方財政の影響分の財源対策として計上されており、たとえば2025年度は個人住民税の住宅ローン減税の控除減収分や個人住民税の定額減税減収分の補てんなどで用いられた。

既述のガソリン税暫定税率の廃止等にもなう地方揮発油譲与税および軽油引取税の減収、環境性能割の廃止による減収について全額を地方特例交付金で補てんすることとなった。内訳は下記の通りである。

- ・住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金 1,653億円
- ・新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 18億円
- ・軽油引取税減収補填特例交付金 4,297億円
- ・地方揮発油譲与税減収補填特例交付金 296億円
- ・自動車税減収補填特例交付金 1,685億円

図表3 収支見通しの概況

通常収支分

(単位：兆円、%)

区 分		8年度 A	7年度 B	増減額 C = A - B	増減率 C/B
歳 入	地方税	47.8	45.4	2.4	5.2
	地方譲与税	3.2	3.0	0.2	7.7
	地方特例交付金等	0.8	0.2	0.6	321.3
	地方交付税	20.2	19.0	1.2	6.5
	国庫支出金	17.7	17.2	0.5	2.9
	地方債	6.1	6.0	0.2	3.1
	うち臨時財政対策債	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	6.6	6.3	0.2	3.8
	計	102.4	97.1	5.4	5.5
	一般財源 (交付団体ベース)	72.0 67.5	67.5 63.8	4.4 3.7	6.6 5.9
歳 出	給与関係経費	24.0	22.9	1.1	5.0
	退職手当以外	22.8	21.7	1.1	5.0
	退職手当	1.2	1.1	0.1	5.4
	一般行政経費	45.5	43.8	1.7	4.0
	補助	28.0	26.6	1.3	5.0
	単独	14.4	14.0	0.4	2.8
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.6	1.5	0.1	4.7
	地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	地域デジタル社会推進費	0.15	0.20	▲ 0.05	▲ 25.0
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	地域未来基金費 (仮称)	0.4	0.0	0.4	皆増
	公債費	10.8	10.7	0.0	0.4
	臨時財政対策債償還基金費 (仮称)	0.8	0.0	0.8	皆増
	維持補修費	1.6	1.6	0.1	5.0
	投資的経費	12.5	12.1	0.3	2.8
	直轄・補助	5.7	5.7	▲ 0.1	▲ 1.0
	単独	6.8	6.4	0.4	6.2
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	うち 高等学校教育改革等推進事業費 (仮称)	0.1	0.0	0.1	皆増
	公営企業繰出金	2.4	2.3	0.1	3.1
	水準超経費	4.5	3.8	0.7	18.8
	計	102.4	97.1	5.4	5.5

出典：総務省ウェブサイト「令和8年度地方財政対策の概要」より抜粋

・軽自動車税減収補填特例交付金 207億円

(4) 地方交付税 (20兆1,848億円 6.5%)

地方税の増額見通しとともに交付税についても2001年度以来の20兆円超えとなった。なお、2001年度の地財計画では14兆円を超える財源不足のなかでの20兆円台であったが、2026年度は地財規模および一般財源総額の増加と財源不足の大幅な縮小のなかでの増額見通しとなっている。

交付税総額確保の構造については図表5を参照し

ながら解説していこう。図表の構成は国の一般会計から交付税特会への国税4税の法定率分が繰り入れられ、これに交付税特会で加算を行い地財計画に計上する流れとなる。

まず、一般会計からみていこう。なお、一部の内容は地財対策の解説と重複することをお断りしておく。

① 【一般会計】 交付税特会への繰入額

20兆622億円

○交付税法分 (国税4税) 21兆106億円

図表4 地方税の見込み額

		(単位：億円)			
		2025	2026	対2025年度増減	伸び率
道府県税	道府県民税個人分	49,722	51,999	2,277	4.6%
	道府県民税法人分	3,630	3,954	324	8.9%
	利子割	449	932	483	107.6%
	配当割	2,684	3,665	981	36.5%
	株式等譲渡所得割	4,400	5,027	627	14.3%
	事業税	55,228	60,028	4,800	8.7%
	地方消費税	65,227	73,556	8,329	12.8%
	自動車税	16,551	14,767	-1,784	-10.8%
	その他	15,127	11,542	-3,585	-23.7%
	道府県税計	213,018	225,470	12,452	5.8%
	市町村税	市町村民税個人分	91,995	96,103	4,108
市町村民税法人分		17,036	18,988	1,952	11.5%
固定資産税		101,240	105,424	4,184	4.1%
都市計画税		14,387	15,079	692	4.8%
その他		16,817	17,121	304	1.8%
市町村税計		241,475	252,715	11,240	4.7%
地方税計	454,493	478,185	23,692	5.2%	

注：合計額は東日本大震災による減免分を含むため地財計画と一致しない

出典：地財計画関連資料より筆者作成

地方法人税を除く国税4税の交付税法定率分は21兆106億円と見込んでおり、前年度の19兆5,222億円から7.6%も増加した。これに既往法定分として154億円が加算された。一方、減額要素としては、過去の国税見通しが下振れした際に補正予算より加算した交付税を後年度に控除する国税減額補正精算等として▲2,639億円、交付税特会債務承継額と同額の減額として▲7,000億円となっている。

このうち「交付税特会債務承継額と同額の減額」というのは、交付税特会借入金の債務償還を一般会計で7,000億円引き継ぎ、その財源相当額を一般会計繰入分から控除するものである。交付税特会からすれば債務残高を国の一般会計で繰り上げ償還したのと同じことになる。新聞報道⁽⁵⁾によれば、高市内閣が新年度予算編成にあたり、国債の発行を30兆円未満に抑える手法として、本来、交付税特会に繰り入れるべき7,000億円を抑制して財源を捻出したという指摘がなされている。その狙いの真偽はともあれ、これまでにない異例の対応であることは間違いない。

以上の加減算により一般会計から20兆622億円が交付税特会に繰り入れられた。

② 【交付税特会】繰入額への加算 1,226億円

○交付税法定率分（地方法人税） 2兆4,499億円

交付税特会へ直入される地方法人税は前年度の2兆1,773億円を上回る2兆4,499億円を見込んだ。

○交付税特会借入金の元金償還金 ▲2兆2,000億円

交付税特会の元金償還として償還計画に沿った額と前倒し分を含めて2兆2,000億円を法定率分から控除した。したがって一般会計への継成分を含めて2兆9,000億円が実質的に償還され、残高は22.6兆円となる見通しである。

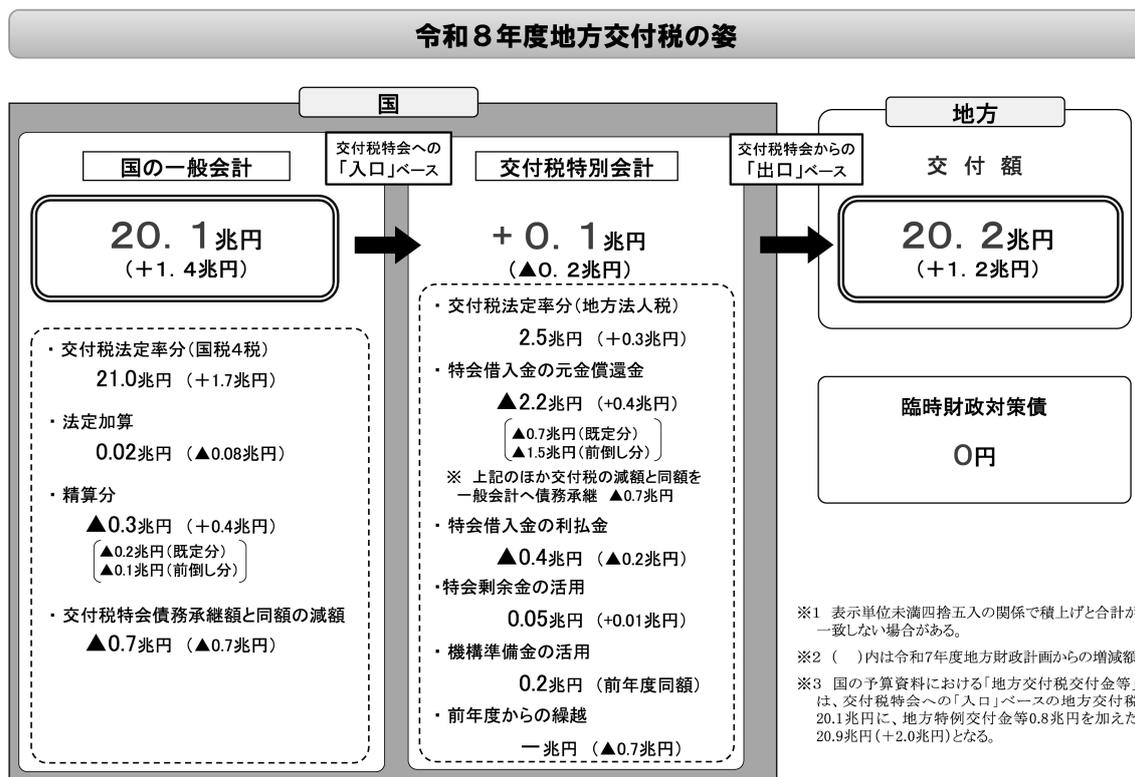
○交付税特会借入金利払費 ▲3,773億円

交付税特会借入金は短期借入のため毎年度全額を借り換えており、その都度利払費が発生する。2026年度は3,773億円と2012年度以降では最高額となっている。残高が年々減少する中で利払費が増加していることから、金利上昇を織り込んでいるとみられる。現在、長期金利が上昇傾向にあるなかで短期金利の上昇は鈍いといわれるが、同借入金にも金利のある世界の影響が及んでいると推察される。

○交付税特会剰余金の活用 500億円

(5) 日本経済新聞2025年12月27日。

図表5 交付税総額の確保



出典：総務省「令和8年度地方財政対策の概要」

地財対策の解説を参照。

○地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円

地財対策の解説を参照。

以上の加減算により総額では1,226億円の加算となり、地財計画における交付税総額が確保された。全体としてみると交付税所要額は一般会計の国税4税だけで余裕をもって充足できる状況にあり、交付税特会の地方法人税はもっぱら債務償還の財源に充当したことになる。交付税総額確保はかつての所要額に満たない法定率分に一般会計などから加算をするといった段階から債務償還を織り込む段階へと移行している。

なお、新年度の歳出を踏まえた今後の普通交付税の基準財政需要額の見通しは、特別枠および公債費を除く個別算定経費では道府県分で約5.5%増、市町村分で約2.5%増、包括算定経費では道府県分で約0.5%増、市町村分で約3.5%増が見込まれている。

(5) 国庫支出金 (17.7兆円 2.9%)

国庫支出金の金額は地財対策の段階では不明であるが、社会保障関係費の増加や高校授業料無償化や公立小学校給食無償化などの国庫補助の新設などにより前年度を上回った。

(6) 地方債 (6兆1,448億円 3.1%)

臨財債の発行が2年連続で解消する一方、物価高騰にとまなう投資的経費の増額、学校教育施設の整備や高等教育改革等推進事業費の新設、こども・子育て支援の推進などにより総額では5年ぶりに前年度を上回った。

4-2 歳出

(1) 給与関係経費 (約24兆100億円 14.5% 実質5.0%)

給与関係経費では一般職員、義務教育・高等教育教職員、警察官、消防職員などの人件費、議員報酬等を計上する。総額は約24兆100億円(14.5%)と大幅に伸びており、退職手当を除く金額でも約22兆

8,200億円（14.9%）と同様の伸びとなっている。これは2025年給与改定の反映および会計年度任用職員の給与費等が一般行政経費の単独分から移し替えられたことによるものである。なお、この移し替え後の伸び率でも5.0%と大きく伸びており、給与改定の効果が強く表れている。2020年度の会計年度任用職員制度の導入以来、地財計画では一般行政経費の単独分に計上され、事実上物件費扱いとなっていたが、今回の移し替えにより人件費として位置づけられたことは評価できる。

一方、退職手当についても約1兆1,800億円（5.4%）と前年度を上回っている。退職手当については地方公務員の段階的な定年延長を踏まえ、隔年での退職手当の変動を緩和するため2カ年の所要額を平準化して計上している。

なお、給与関係経費の積算の根拠となる地方公務員の計画人員は、前年度から1万3,577人の増員を見込んでいる。主な内訳は義務教育諸学校の教職員が中学校の学級編成の標準見直しなどにより625人の増員、公立高等学校および公立大学等の教員等が1,745人の減員、警察官等の職員は754人の増員、消防職員は1,035人の増員、その他一般職員は児童福祉司等の増員を含め8,908人の増員とほとんどの職種において増員が見込まれた。なお、いずれも段階的な定年引き上げによる一時的な増員を含んでいる。

（2） 一般行政経費（約45兆5,100億円

▲0.3% 実質4.0%

一般行政経費では社会保障、保健衛生、各種行政サービスにかかる運営費、総務費関連などのソフト事業および個別政策等を盛り込んだ特別枠⁽⁶⁾が計上されている。総額では前年度を下回っているが、これは既述の通り、会計年度任用職員関連経費の移し替えによるもので、移し替え後の比較では4.0%と大きく伸びている。増額の要因は特別枠を除く通常分の伸びによるもので、補助分では約27兆9,700億円（5.0%）、単独分は約14兆4,000億円（会計年

度任用職員移し替え後の実質で2.8%）といずれも増加している。

主な内容としては社会保障関連の自然増、こども未来戦略加速化プランの引き続きの計上、物価高騰対策の拡充、教育無償化対応、デジタル活用推進事業費の創設などがあげられる。

特別枠ではおおむね前年度と同額であるが、地域デジタル社会推進費については500億円をデジタル活用推進事業費に移し替えたため減額となった。

一般行政経費の単独分はほぼ横ばいで推移してきたが、新年度は物価高騰対応により大幅に増額されたことは注目される。

（3） 地域未来基金費（年度限り 4,000億円）

地域未来基金費は高市内閣の地方創生枠として年度限りで創設されたもので、主要項目とならぶ単独項目として創設されたのは、リーマンショック対策として2017年まで計上されていた「地域経済基盤強化・雇用等対策費」以来である。

具体的な事業内容は内閣に設置された地域未来戦略本部において今後議論され、夏を目処にとりまとめる地域未来戦略を反映することになる。政策の方向としては内閣が掲げる「強い経済」の実現のために地域ごとの産業クラスターを全国的に形成することや地場産業の活性化などを推進するものである。ちなみに産業クラスター施策は経産省が推進しているもので、地域の産学官等の広域的なネットワークを構築し、相互連携によって新たな産業や事業を展開することが期待されている。地域未来戦略ではこれを知事主導の計画として位置づけて地域の活性化につなげていく狙いである。地財計画の資料によれば「広域リージョン連携としての取組を含む」と書かれている。これは総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書」に盛り込まれたもので、産業や観光等の分野において都道府県を超える広域連携の取組である。

(6) 2009年度の地財計画でリーマンショック対策の臨時的な財政対策として「地域雇用創出推進費」が創設され、2015年度以降は安倍内閣の「まち・ひと・しごと創生事業費」にはじまる時の政権の政策枠として事実上存置されてきた。あくまで臨時的な枠といえるが、最近では人口減少社会の財政需要を包括的に計上した地域社会再生事業費のように必ずしも政策枠とはいえない項目もあるため、本稿では総称として「特別枠」ということにする。

地域未来基金は交付税算定に年度限りで「地域未来基金費」を創設し、約2,000億円を人口で、残り2,000億円を都道府県均等に算定する予定である。試算によると標準団体となる170万人で約70億円、60万人で約50億円、900万人で約180億円が見込まれる。実際の算定ではあくまで需要額の一部を構成することになり、算定結果にもとづく交付税について用途は限定されないが、総務省としては需要額相当の基金を創設し、複数年度で取り組むことを想定している。

これまでの地方創生関連以上に内閣の個別施策と交付税算定が直結し、要請とはいえ用途を限定している点では、一般財源を保障する交付税法の考え方に照らして不適當な経費といえる。

(4) 公債費 (約10兆7,700億円 0.4%)

公債費は5年ぶりに前年度を上回った。地方債残高は臨財債の償還が進展するにしたがって減少しており、ピークとなった2013年度の約168兆円から2025年度末の見込みでは約146兆円まで減少している。2026年度も残高自体は減少するものの、金利上昇を踏まえて前年度を上回る見通しとなった。金利のある世界に入るなかで地方債残高、公債費、金利上昇の3つの動向について引き続き注視していく必要がある。

(5) 臨時財政対策債償還基金費 (年度限り 8,376億円)

後年度の臨財債償還にあてる基金(減債基金)の財源として年度限りで創設された。補正予算でも触れたように、従来は補正予算における交付税の再算定において同基金費を創設し、後年度の償還分を基金費に振り替えてきたが、2026年度はこれを当初の計画に計上した。

具体的には、2026年度末の理論償還表にもとづく臨財債元金相当額のうち道府県分については2005年度の発行可能額⁽⁷⁾の全部、市町村分については2005年度から2010年度までの発行可能額の一部⁽⁸⁾

を同基金費において算定する。この基金費相当額は2027年度以降の交付税算定には算入されないため、各自治体の後年度の需要額算定においては減少要因となる。

(6) 維持補修費 (約1兆6,300億円 5.0%)

維持補修費は自然災害の多発化や老朽化対策などを背景に2012年度以来、増加傾向が続いており、2026年度は後述する物価高騰対応として750億円を増額したことなどにより高い伸び率となった。なお、資料には記載がないものの同項目には緊急浚渫推進事業費として水害防止を目的に河川等の浚渫事業費が計上されており、2025年度から5年間延長されたことから2026年度も前年度並みの1,100億円が計上されている。

(7) 投資的経費 (約12兆4,500億円 2.8%)

投資的経費では社会資本インフラや公共施設の建設・改修などの経費が計上されており、2026年度は道路や施設等の改修費の物価高騰対応として3,000億円および高校授業料無償化にともなう公立学校の魅力化推進のための「高等学校教育改革等推進事業費」(新設)として1,000億円を計上したことなどにより高い伸び率となった。

内訳でみると直轄事業負担金が約5,600億円(1.8%)、補助事業費が約5兆1,300億円(▲1.3%)、単独事業費が6兆7,600億円(6.2%)となっている。

(8) 公営企業繰出金 (約2兆3,500億円 3.1%)

普通会計を対象とする地財計画では、公営事業会計への繰出基準にもとづく普通会計負担分を公営企業繰出金において計上している。2026年度は公立病院を初めとする公営事業会計における物価高騰および人件費増加などを反映して500億円を計上し、こ

(7) 各自治体の臨財債発行額は、交付税算定にあわせて算出され、その枠内で起債する。後年度の臨財債元利償還金の交付税算定では、発行可能額を満額起債したものととして、理論償還表にもとづき年々算入される。

(8) 政令市以外は2007年度から2010年度まで。

れを含む伸び率は3.1%となった。なお、公営企業にかかる会計年度任用職員の給与改定分については引き続き同項目に包括的に計上されている。

(9) 不交付団体水準超経費（4兆4,800億円 18.8%）

地財計画では不交付団体の標準を超えた地方税等の歳入が計上されるため、地方全体でみた場合に財源不足が過小見積もりとなる。そこで歳出に見合いの経費として不交付団体水準超経費を計上することで影響を相殺している。この経費が増加しているということは不交付団体の税収が伸びていることを示すとともに、地財計画の名目上の規模を押し上げていることになる。

2026年度の4兆4,800億円は金額、伸び率とも2000年度以降で最大となっており、東京都を初めとする不交付団体への地方税の集中が著しいことを表している。昨年より地方税の偏在是正の議論が再燃し、利子割の配分基準の見直しが決定される背景にはこうした地財計画の見直しもあるものと思われる。

4-3 収支の中期的な動向

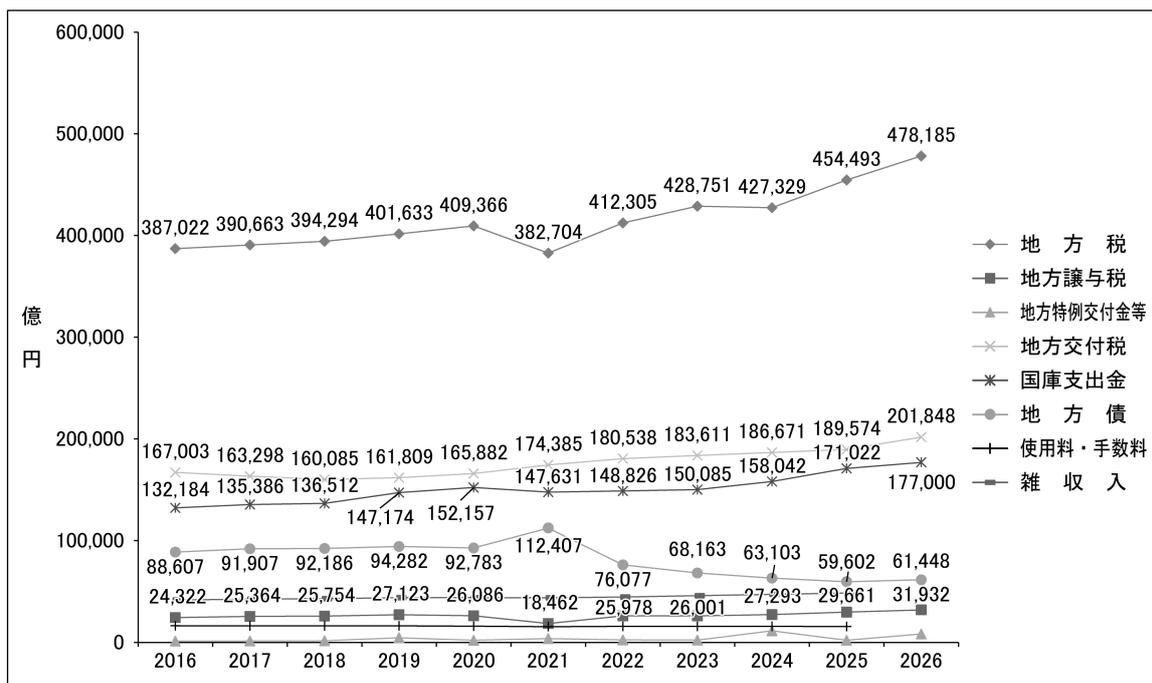
2026年度の収支見通しの立ち位置を確認するため、2016年度以降の歳入歳出の推移を主要項目別にみてみよう。

(1) 歳入の推移（図表6）

一般財源の主要項目である地方税は増加基調となっており、コロナ禍の2021年度は税収の過少評価によるもの、2024年度は定額減税を反映したものであり実質的にはほぼ前年度を上回るかたちで推移している。とくに賃上げや物価高騰が顕著となった近年は伸び率が高くなっている。地方交付税についても2019年度以降は増加基調となっており、近年は財源不足が縮小するにしたがって法定率分による実力での伸びを実現している。その他の一般財源である地方譲与税も2021年度のコロナ禍の影響による減収を見込んだ以外は特別法人事業譲与税が伸びを牽引している。

国庫支出金は社会保障関係を中心に増加しており、2020年度から2021年度にかけては、年度限りのコロナ禍の特別定額給付金事業終了の反動で減少したもののその後は微増が続いている。2025年度以降はこ

図表6 地財計画・歳入の推移



出典：各年度の地方財政計画および2026年度地方財政対策の資料より筆者作成

ども・子育て支援加速化プランにもとづく児童手当の拡充や保育の充実などにより急増した。今後は社会資本インフラの維持補修なども重要な政策となることから微増が続くものと予想される。

地方債の発行はほぼ臨財債の発行がその動向を決めており、発行額の抑制に従って減少基調にある。2021年度の急増はコロナ禍の財源不足の過大見通しにともなう臨財債の増発によるものである。2026年度は既述の通り教育施設の整備などの事業債の増加により徐々に前年度を上回った。

(2) 歳出の推移

一方、歳出の推移をみると（図表7）、最も金額の大きい一般行政経費は社会保障関係経費の増加にともない増加基調となっているが、2026年度は会計年度任用職員の給与費等の経費項目の移し替えにより前年度を下回った。これまで、一般行政経費の増加は主に補助分によるもので単独分は比較的伸びが抑えられてきたが、2020年度以降は会計年度任用職員の処遇改善や物価高騰対応などで増加傾向がみら

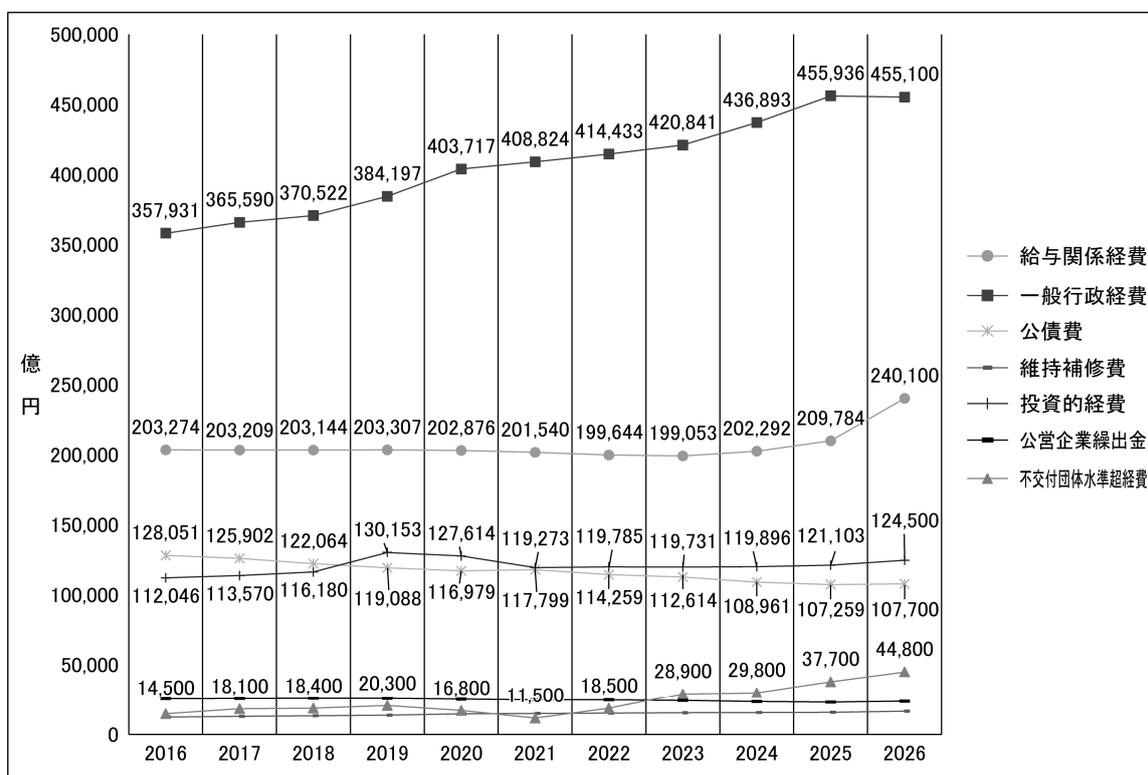
れる。

次に給与関係経費については抑制基調にあったが、2024年度からは給与のプラス改定などにより増加に転じており、退職手当を除く給与だけでみると2023年度以降増加している。また、給与関係経費の積算の前提となる計画人員でみると2019年度に増加に転じていることから、給与関係経費は給与改定と計画人員の両面で増加基調に入ったといえる。また、2026年度は会計年度任用職員の経費移し替えて急増している。

投資的経費については2019年度の防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策の時期を除けばほぼ横ばいで推移してきたが、この間の事業内容としては公共施設等適正管理推進事業、緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業など時宜にかなったメニューを増やしてきた。2026年度は高等学校教育改革等推進事業や物価高騰対策の計上により、近年では比較的大幅な増加となった。

公債費については減少基調にあり、主要項目の金

図表7 地財計画・歳出の推移



出典：各年度の地方財政計画および2026年度地方財政対策の資料より筆者作成

額のなかでも3番目から4番目に下がったが、既述の通り2026年度は2021年度以来、前年度を上回った。当時とは異なり金利上昇局面にあることから2027年度以降の動向が注目される。

公営企業繰出金は約半分を占める企業債償還費普通会計負担分が減少していることから減少基調にあるが、一方で2026年度は物価高騰対策や職員の処遇改善が反映されており、起債償還以外の充実がはかられている。

不交付団体水準超経費は地方税の推移にほぼ比例して増加傾向にあり、特に2023年度以降は2兆円台を超えて急増しており、税源の東京一極集中を際立たせる状況となっている。昨年末の財政審の建議や与党税制改正大綱において税源の偏在是正が明記されており、税制改正が本格的に議論されることが予想される。

5. 歳出の特徴

以下では歳出の特徴についてより詳しくみていこう。

(1) 人件費にかかる財源保障の充実

①2025年給与改定分(約6,800億円)

地財計画では基本的に前年度の各人事委員会勧告の伸び率を踏まえた人件費を積算しており、2026年度は2025年8月の人事院勧告において月例給・一時金等の引き上げが勧告され、人事委員会勧告でもこれを踏まえた内容となった。これを受けて地財計画では2025年給与改定分として給与関係経費に約6,800億円が計上された。このうち会計年度任用職員分は約800億円である。

また、会計年度任用職員の給与等が一般行政経費から給与関係経費へと総額で1兆9,600億円移し替えられた。この金額は総務省が毎年度行っている実態調査を踏まえたものとみられるが、地財計画における会計年度任用職員の人件費総額がはじめて明らかにされたことは注目される。なお、既述のように公営企業繰出金における会計年度任用職員分の給与

改定分は、繰出金の一部として包括的に計上されていることから、給与関係経費への移し替えはせずに同項目に計上されている。

7月頃に予定されている交付税算定では一般職員等については単位費用の基礎となる給与の統一単価の引き上げを通じて各需要額項目で算定される。また、会計年度任用職員については従事する職務として想定されている需要額項目⁽⁹⁾の単位費用で算定され、それ以外は包括算定経費で算定される見通しである。

②2026年度給与改善費(4,000億円)

2026年の給与改定を先取りした給与改善分として一般行政経費の単独分に4,000億円が計上された。給与改善分の計上は2年連続となり、昨年度から2,000億円を上乗せして4,000億円となった。このうち約3,500億円が常勤職員等分、約500億円が会計年度任用職員分として計上されている。交付税算定では常勤職員等分については各需要額項目において、会計年度任用職員については包括算定経費において算定される。

(2) 物価高騰、官公需の価格転嫁対策(5,850億円)

①物価高騰対策

2023年度以降、物価高騰等にとまなう施設光熱費や施設管理委託料の上昇を踏まえて、一般行政経費の単独分に相当額が増額計上されてきた。

2026年度は物価上昇分の委託料をさらに引き上げるほか、対象経費を維持補修費、投資的経費、公営企業繰出金などに拡大し、前年度の1,000億円から5,850億円へと大幅な増額計上となった。これらはいずれも交付税算定の単位費用に加算される見込みである。なお、前年度の地財計画では施設光熱費の上昇分が明記されていたが、2026年度は特に触れられておらず2025年度の額(400億円)で一般行政経費に包括されたものと推察される。

【物価高騰対応】

- ・ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料：800億円(普通

(9) 詳しくは拙稿『自治総研』2026年2月号を参照。

- 交付税の単位費用加算を平均5%程度引き上げ)
- ・道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費：750億円（新規）
 - ・道路や施設の改修等に係る投資的経費の単独分：3,000億円（新規）
 - ・民間事業者への補助や消耗品費・備品等：800億円（新規）
 - ・公営企業における物価高への影響：500億円（新規）

（以上、地財計画資料より引用）

②官公需の価格転嫁対策（1,000億円）

物価高騰対策にあわせて自治体の委託や入札などの公契約における価格転嫁を後押しするために、交付税算定の「地域の元気創造事業費」の補正係数として新たに「価格転嫁分」1,000億円を創設し、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率、スライド条項等の導入率などの複数の指標を設定し、価格転嫁に積極的に取り組む自治体の財政需要を割増算定する予定である。

地財計画の地方創生推進費を枠とする地域の元気創造事業費では、これまで補正係数として行革努力分と地域経済活性化分が算定されてきたが、ここに新たに価格転嫁分が加わることになる。これにあわせて「行革努力分」の補正係数で用いられてきたラスパイレ指数と経常的経費削減率を用いた算定は廃止される。これらの指標はいわばデフレ時代の指標ともいえるものであり、インフレ局面での廃止は当然といえるだろう。また行革努力分では地方税徴収率が存置されるほか、既存の業務システムに対するクラウド導入率に代わり、新たに行政手続きオンライン化率、公共移設等の延べ床面積の削減率が設定される。

このような一連の指標を地域の元気創造事業費の入れ子のように算定することが、そもそも標準的行政経費の算定として望ましいとはいえない。

③公立病院関連の物価高騰対策

公立病院関連の物価高騰対策として、一般会計から病院会計への繰出金を400億円増額し、総額で約8,300億円を計上し、交付税算定では道府県分の衛生費、市町村分の保健衛生費の単位費用に含まれる1床当たりの単価を、救急告示病院について約9%、

小児医療について約9%、周産期医療について約8%引き上げる。

また、物価高騰による公立病院の新設や建替の建設コストの上昇や入札不調等の状況を踏まえて、交付税算定の対象となる建築単価を平米当たり59万円から85万円へと大幅に引き上げる。こうした引き上げは2023年度から毎年度行われており、これまで平米当たり40万円⇒47万円⇒52万円⇒59万円へと引き上げられてきた。これまでの経過を踏まえると2026年度の引き上げ幅が大きいことがわかる。これにより病院の建築単価が平米当たり85万円以下の部分に相当する病院事業債の元利償還金については、交付税算定の対象となる。

（3）教育無償化関連の対応

①いわゆる教育無償化関連（約3,600億円）

2026年度から教育無償化関連として、いわゆる高校授業料無償化である高等学校等就学支援金制度の拡充といわゆる公立小学校給食費無償化である小学校給食費の負担軽減が予定されている。高校授業料無償化については所得制限を廃止し支給上限額として公立については11万8,800円、私立については45万7,200円を上限として支給し、負担割合については国が4分の3、都道府県が4分の1とする。なお根拠法となる「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」は今国会に提出予定であるが、衆議院解散総選挙の影響で予算審議が遅れることから年度初めからの施行は不透明である。

公立小学校給食無償化については児童一人当たり月額5,200円とし、その負担割合は国と都道府県で2分の1ずつとする。なお国の補助金は「給食費負担軽減交付金」として交付される。

これら（その他関連施策含む）に要する地方負担3,600億円程度については地財計画に全額計上され、交付税算定において全額が算定される。高校授業料無償化の道府県分の交付税算定は公立高校の生徒数と私立高校の生徒数のそれぞれ一人当たりの支援単価を乗じる。一方、給食費の無償化については児童数に児童一人当たりの支援単価を乗じて算定される。

②公立高校の教育環境充実支援（1,000億円）

高校授業料無償化等ともなう公立高校の影響を

踏まえ、工業高校等の専門学校の機能強化・高度化や普通科の特色化・魅力化などに要する施設設備の整備を支援するため、投資的経費の単独分に新たに「高等学校教育改革等推進事業費」1,000億円を計上した。

事業期間は5年間で財政的支援としては「高等学校教育改革等推進事業債」（充当率90%、交付税措置率50%）を創設し、施設設備整備を支援する。

（４） 投資的経費関連の対応

災害対応や公共施設の管理などにかかる投資的経費は同額を計上した上で以下の対象事業の拡充や事業期間の延長が行われた。

①緊急防災・減災事業費（対象事業の拡充・事業期間5年延長）

- ・指定避難所における避難者の生活環境改善（厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等）
- ・指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等及び防災コンテナの整備
- ・庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備

②緊急自然災害防止対策事業費（対象事業の拡充・事業期間5年延長）

- ・橋梁（道路、農道及び林道）の除却
- ・農道・林道橋梁の改修

③脱炭素化推進事業費（対象事業の拡充・事業期間5年延長）

- ・売電を主目的として自治体が整備する再生可能エネルギー設備等の整備
- ・公共施設等のZEB（再生可能エネルギーの導入による省エネ施設の更なる省エネをはかる建築物）基準に適合させるための改修等
- ・公共施設等の省エネ基準に適合させるための改修
- ・公共施設等へのLED照明導入のための改修
- ・公用車における電動車（電気自動車、ハイブリッド車等）の導入・充放電設備の整備
- ・国庫補助事業として実施するペロブスカイト太陽電池の導入

また、昨年、埼玉県八潮市の道路陥没事故等を踏まえ、上下水道の老朽化対策の財政支援を拡充した。

期間は5年間である。

④下水道管路にかかる全国特別重点調査への対応

これまで下水道管路の改築については下水道事業債の対象となっていたが、さらに修繕、補修についても同起債対象となった。

⑤水道管路耐震化事業「重点対策分」の創設

事故発生時に社会的影響が大きい重要水道管路について、一般会計出資債による事業繰入割合を従来からの4分の1から2分の1に引き上げ、その元利償還金の50%を交付税算定の対象とする。

⑥DX技術を活用した管路施設にかかる点検・調査

上下水道管路の点検調査にDX技術を活用し、その委託経費の2分の1を一般会計の繰出対象とし、その50%について特別交付税を交付する。

（５） その他

2026年度から創設されるふるさと住民登録制度の推進事業の特別交付税対象化や地域おこし協力隊の特別交付税支援の拡充、地域力創造アドバイザーに対する特別交付税の拡充、農地の大区画化や共同利用施設の再編集約・合理化等の地方債対象化と元利償還金の交付税算定などがあげられる。

結 び

2026年度の地財計画は、給与改定や物価高騰対応を基調として収支規模および一般財源総額とも過去最大を更新し、同時に財源不足の縮小と債務圧縮を両立させた財政健全化型の内容となった。地財対策では2025年度と同様に交付税特会の債務償還の前倒しや臨財債発行の解消が中心であり、かつての「折半ルール」のような財源補てんを軸とする状況から大きく様変わりした。しかも2026年度は補正予算による前年度からの繰越財源も活用せず、さらに一般会計において特会借入の債務承継まで行ったという点では、現状の地財計画の水準を前提とする限りにおいて実質的な収支均衡にさらに一步近づいたといえるだろう。こうした状況を踏まえると、今後の地財計画は財源不足の補てんから目指すべき地方の姿として標準的行政水準をどこに求め、その内容をどのように描くかという量と質を追求する段階に入っ

てきたということができる。

以上を踏まえ、2026年度の地財計画における論点をあげて本稿を結ぶ。

①インフレ局面における一般財源総額実質同水準ルールの空洞化

地財計画は2011年度以来、基準年の一般財源総額を複数年度にわたり下回らないように確保する一般財源総額実質同水準ルールのもとで運用されてきた。同ルールの財務省の定義では「消費税の引き上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、実質的に同水準を維持するものである」⁽¹⁰⁾としている。しかし2026年度の内容をみても給与改定や物価高騰対応などの歳出拡大で一般財源総額は大幅に伸びており、「同水準ルール」という目安自体が空洞化したものとなっている。このルールは一般財源総額の安定化と上限値（キャッピング）という両面から役割を果たしてきたが、今後、このルールをどのように解釈するのか、ルール解消も含めて検討する必要がある。

②一般財源総額の充分性の検討

2023年度以降、物価高騰や給与改定が地財計画に順次計上されるようになり、地方全体で見ると一般財源総額は増加の一途をたどっている。しかし、ここ2～3年の自治体財政をみると経常収支比率の上昇や単年度赤字による基金の減少などが散見されるようになっており、必ずしも一般財源の増加が財政状況の改善に結び付いていないように思われる。この要因が自治体固有の事情によるものなのか、一般財源総額の水準の問題なのか、交付税算定に問題があるのかなど、さまざまな推察が成り立つ。いずれにしても人件費や物価水準が上昇するなかで一般財源総額が見合っているのかマクロ、ミクロレベルで検討する必要がある。その点では2025年度補正による交付税の再算定および2026年度の一般財源の大幅な増加が、今後、各自治体の財政状況にどのような影響をもたらしたか注視していく必要がある。

③地域未来基金費は交付税の補助金化

高市内閣の地域未来戦略を計上した地域未来基金費は年度限りとはいえ、地財計画に独立した枠を設

け、これを交付税算定における臨時費目として財源化している点は2つの点で問題がある。第一に夏の地域未来戦略の策定を見込んだ空手形のような臨時費目を、一般財源ベースの標準的行政経費として計上することが果たして妥当なのか、第二に交付税の個別経費の算定結果は用途を縛るものでないが、同項目に限ってはあくまで要請ではあるが算定結果に応じた基金創設が求められていることである。これはいわば交付税の補助金化ということができる。本来、人口と均等割で算定する程度であれば交付税ではなく補助金（交付金）でも十分可能であり、財政力による配分調整が必要であればそうした指標で補正すればよいことである。なぜ交付税算定に位置づけたのか疑問が残る。

④特別枠の根拠はどこに？

地財計画および交付税算定における特別枠は2015年度の安倍内閣におけるまち・ひと・しごと創生事業費の創設以来、歴代内閣の地方創生関連施策の受け皿となってきた。こうしたなかで高市内閣の地域未来戦略はそもそも地域やコミュニティの取り組みを起点とする従来の地方創生の考え方ではなく、強い経済を基調とする地域経済の活性化に重点を置いている。

地財計画の地方創生推進費を枠とする人口減少等特別対策事業費の算定では地方創生の取り組み指標として人口増減率、若年者就業率、女性就業率などを採用しているが、10月24日の総理大臣所信表明の内容をみると人口政策については人口減少を前提とする対策を目指し、就業率のような雇用というキーワードは登場しない。両者を比較すると必ずしも特別枠が高市内閣の政策の受け皿にもならなくなっており、特別枠を存置する根拠が薄れつつある。

ただし、筆者は特別枠の1兆円という財源保障の規模および交付税算定における小規模自治体への配分効果自体を否定するわけではない。むしろ流動的な政策の受け皿としてではなく人口減少社会の財政需要を踏まえた経費への移行が必要だと考える。現時点で経費項目の具体案はないが、たとえば、「人口減少等特別対策事業費」から地域社会の維持再生

(10) 財政審「令和8年度予算の編成等に関する建議」77ページ。

を包括的に算定している「地域社会再生事業費」への移し替えなどは検討に値するのではないだろうか。結びの冒頭でも述べたように、今後の地財計画は目指すべき地方の姿として標準的行政水準を追求する段階に入っている。それを具体化し標準的行政水

準として地財計画の量と質を確保するには自治体の取り組みが重要である。2026年度の地財計画の規模拡大のなかで、自治体が地財計画の内容をどのように受け止めていくのか注目していきたい。

(とびた ひろし 地方自治総合研究所副所長)

キーワード：一般財源総額実質同水準ルール／給与改定／物価高騰／臨時財政対策債償還基金費／地域未来基金費

【参考文献】

飛田博史「2026年度地財計画と地方財政」『月刊自治研』2026年2月号
飛田博史「2025年度地方財政計画について」『自治総研』2025年3月号

令和8年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
令和7年12月26日

【Ⅰ 令和8年度の地方財政の姿】

1 通常収支分

(1) 地方財政計画の規模	102兆4,400億円程度	(⑦97兆 644億円、+ 5兆3,700億円程度、+5.5%程度)
(2) 地方一般歳出	85兆5,500億円程度	(⑦81兆3,291億円、+ 4兆2,200億円程度、+5.2%程度)
(3) 一般財源総額(交付団体ベース)	67兆5,078億円	(⑦63兆7,714億円、+ 3兆7,364億円、+5.9%)
※ 地域未来基金費(仮称)・ 臨時財政対策償還基金費(仮称)除き	66兆 2,702億円	(⑦ 63兆7,714億円、+ 2兆 4,988億円、+ 3.9%)
※ 不交付団体を含めた一般財源総額	71兆 9,878億円	(⑦ 67兆 5,414億円、+ 4兆 4,464億円、+ 6.6%)
(4) 地方交付税の総額	20兆1,848億円	(⑦18兆9,574億円、+ 1兆2,274億円、+6.5%)
(5) 地方税及び地方譲与税	51兆 117億円	(⑦48兆4,154億円、+ 2兆5,963億円、+5.4%)
(6) 地方特例交付金等	8,156億円	(⑦ 1,936億円、+ 6,220億円、+321.3%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業				
① 震災復興特別交付税	539億円	(⑦ 871億円、▲332億円、▲38.1%)		
② 規模	2,200億円程度	(⑦ 2,704億円、▲500億円程度、▲18.5%程度)		
(2) 全国防災事業				
規模	181億円	(⑦ 218億円、▲37億円、▲17.0%)		

* 令和7年度は令和7年度政府予算案等の国会修正を反映。以後同じ

令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）①

【Ⅱ 通常収支分】

○ 物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増等を歳出に計上。地方団体が、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和7年度を上回る額を確保

1 地方財源の確保

○ 一般財源(交付団体ベース)の総額	67兆5,078億円(前年度比 +3兆7,364億円、+5.9%)
※ 地域未来基金費(仮称)・ 臨時財政対策償還基金費(仮称)除き	66兆 2,702億円(同 + 2兆 4,988億円、+3.9%)
※ 不交付団体を含めた一般財源総額	71兆 9,878億円(同 + 4兆 4,464億円、+6.6%)

・ 地方税	47兆8,185億円(前年度比 +2兆3,692億円、+5.2%)
・ 地方譲与税	3兆1,932億円(同 +2,271億円、+7.7%)
・ 地方交付税	20兆1,848億円(同 +1兆2,274億円、+6.5%)
・ 地方特例交付金等	8,156億円(同 +6,220億円、+321.3%)

※ 当分の間税率(軽油引取税、地方揮発油譲与税)、環境性能割(自動車税、軽自動車税)廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額を補填

○ 地方債	6兆1,448億円(前年度比 +1,828億円、+3.1%)
通常債	5兆3,848億円(前年度比 +1,828億円、+ 3.5%)
財源対策債	7,600億円(同 0億円、0.0%)

令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）②

2 地方交付税の確保

○ 地方交付税(出口ベース) 20兆1,848億円(前年度比 +1兆2,274億円、+6.5%)

＜一般会計＞	20兆 622億円(a)
(1) 地方交付税の法定率分(所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分)	21兆 106億円
(2) 一般会計における加算措置(既往法定分)	154億円
(3) 国税減額補正精算等	▲2,639億円
(4) 交付税特会債務承継額と同額の減額	▲7,000億円

＜特別会計＞	1,226億円(b)
(1) 地方法人税の法定率分	2兆4,499億円
(2) 交付税特別会計借入金償還	▲2兆2,000億円
(3) 交付税特別会計借入金支払利子	▲3,773億円
(4) 交付税特別会計剰余金の活用	500億円
(5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
(6) 返還金	0.2億円

＜地方交付税＞(a)+(b) 20兆1,848億円

(参考)地方交付税の推移(兆円)

	29	30	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
地方交付税	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.4	18.7	19.0	20.2

令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）③

3 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債償還基金費(仮称)の創設 ⑦ — → ⑧ 8,376億円 (皆増)
 臨時財政対策債年度末残高見込み ⑦ 42兆3,163億円 → ⑧ 38兆6,260億円 (▲3兆6,903億円)
- ・ 交付税特別会計借入金残高の縮減 ⑦ 2兆5,944億円 → ⑧ 2兆9,000億円 (+3,056億円)
 うち交付税特別会計借入金償還 2兆2,000億円(前年度比▲3,944億円)
 うち交付税特別会計の債務の一般会計への承継 7,000億円
 年度末残高見込み ⑦ 25兆5,179億円 → ⑧ 22兆6,179億円 (▲2兆9,000億円)
- ・ 財源不足額 ⑦ 1兆 929億円 → ⑧ 1兆 254億円 (▲675億円)

(参考)臨時財政対策債の推移(兆円)

	29	30	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
臨時財政対策債	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	1.0	0.5	0.0	0.0

4 当分の間税率・環境性能割廃止に伴う減収への対応

○ 当分の間税率(軽油引取税、地方揮発油譲与税)、環境性能割(自動車税、軽自動車税)廃止に伴う令和8年度の減収について、地方特例交付金により全額を補填

※ 運輸事業振興助成交付金及び軽油引取税の特別徴収義務者交付金に係る経費については、現行と同等の地方財政措置を講ずる

- ・ 軽油引取税減収補填特例交付金(仮称) 4,297億円
- ・ 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金(仮称) 296億円
- ・ 自動車税減収補填特例交付金(仮称) 1,685億円
- ・ 軽自動車税減収補填特例交付金(仮称) 207億円

令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）④

5 物価高・官公需の価格転嫁への対応 …P13参照

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における自治体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において新たに「価格転嫁分」（1,000億円程度）を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を普通交付税の算定に反映

6 いわゆる教育無償化への対応等 …P14参照

- いわゆる教育無償化に係る地方負担(3,600億円程度)については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、地方の安定財源を確保した上で、一般財源総額を増額確保。個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入
- いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮し、地方団体が地域の実情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費(仮称)」を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債(仮称)」を創設

7 地域未来基金費(仮称)の創設…P15参照

- 地域未来戦略(令和8年夏を目途に取りまとめ)を踏まえ、「強い経済」の実現の観点から、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進し、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、単年度の措置として「地域未来基金費(仮称)」(4,000億円)を創設
- 都道府県が複数年度に渡る取組を計画的に推進できるよう、基金の設置に要する経費を普通交付税の基準財政需要額に新たな算定項目「地域未来基金費(仮称)」を設けて算定

令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑤

8 防災・減災対策の推進 …P16参照

- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長
 - 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき推進が特に必要となる施策に係る国直轄・補助事業の地方負担について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と同様、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
- ※ 対策の初年度(令和8年度)については、令和7年度補正予算により措置

9 公営企業の経営基盤の強化 …P17参照

- 地方団体が、広域化等をはじめとする公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これらの取組に伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に必要となる一般会計の負担を平準化するため、「公営企業経営改善特例債(仮称)」を創設(地方財政法を改正)

10 インフラ老朽化対策の推進 …P18参照

- 埼玉県八潮市の事故等を踏まえて実施されている全国特別重点調査の結果、要対策とされた下水道管路に係る修繕について下水道事業債の対象に追加
- 住民生活に影響を及ぼす大規模な水道管路等で漏水事故が発生していることを踏まえ、事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の耐震化事業に対する地方財政措置を拡充
- 公共施設等適正管理推進事業債について、老朽化が進んでいる公営住宅等における適正管理を推進するため、集約化・複合化等に伴う除却事業の対象に公営住宅等を追加

令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑥

11 持続可能な地域医療提供体制の確保 …P19参照

- 厳しい経営環境の中、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、病院事業に対する繰出金として8,300億円程度(前年度比+400億円程度)を計上し、交付税措置を拡充
- 不採算地域において、二次救急など地域医療の中核的な役割を担う不採算地区中核病院がその機能を維持できるよう、特別交付税措置の基準額を30%引上げ
- 資材価格の高騰等による建設事業費の上昇等を踏まえ、公立病院の新設・建替に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引上げ

12 DX・GXの推進 …P20参照

- 「脱炭素化推進事業費」について、一部、対象事業を拡充した上で、事業期間を延長。また、国庫補助の活用による公共施設等へのペロブスカイト太陽電池の導入について新たに地方財政措置
- 「デジタル活用推進事業費」について、地方団体におけるサイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの整備を対象に追加するとともに、地方団体の情報システム等の整備の取組状況を踏まえ、事業費を500億円増額
- 「地域デジタル社会推進費」について、一部をデジタル活用推進事業費に振り替えた上で1,500億円を計上し、令和11年度まで4年間延長

13 活力ある地域社会の実現…P21参照

- 地方への人の流れの創出・拡大するため、ふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置を創設するほか、地域おこし協力隊の任期延長特例の導入、地域力創造アドバイザーの活用期間等の拡充を実施

令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑦

14 地方創生推進費・地域社会再生事業費

- 地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、引き続き1兆円を計上
- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、引き続き4,200億円を計上

15 農業構造転換集中対策への対応等 …P22参照

- 国民の生命や健康を支える食料安全保障の確保の観点から、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)において、国が別枠で予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について「農業構造転換集中対策事業債(仮称)」を創設
- 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事を対象事業に追加した上で、事業期間を5年間延長

16 地方公務員の給与改定に要する地方財源の確保

- 令和7年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について、所要額を計上
 - ・ 給与改定に要する経費(地方負担分) 6,800億円程度
 - ・ うち会計年度任用職員分 800億円程度
- 会計年度任用職員の給与等について、一般行政経費(単独)から給与関係経費に移し替え。上記給与改定所要額も含め、1兆9,600億円程度を計上
- 令和8年度の給与改定に備え、一般行政経費(単独)に「給与改善費」(4,000億円)を計上

令和8年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑧

17 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

- 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和8年度の地方負担の増(1,716億円)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

18 社会保障の充実及び人づくり革命等

- 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

- ・ 社会保障の充実分の事業費 2兆7,987億円(㉞2兆7,986億円)
- ・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費 6,297億円(㉞ 6,297億円)
- ・ 人づくり革命に係る事業費 1兆6,983億円(㉞1兆6,983億円)

※ 金額は、国・地方所要額の合計

令和8年度地方財政対策の概要（東日本大震災分）

【Ⅲ 東日本大震災分】

○ 震災復興特別交付税の確保

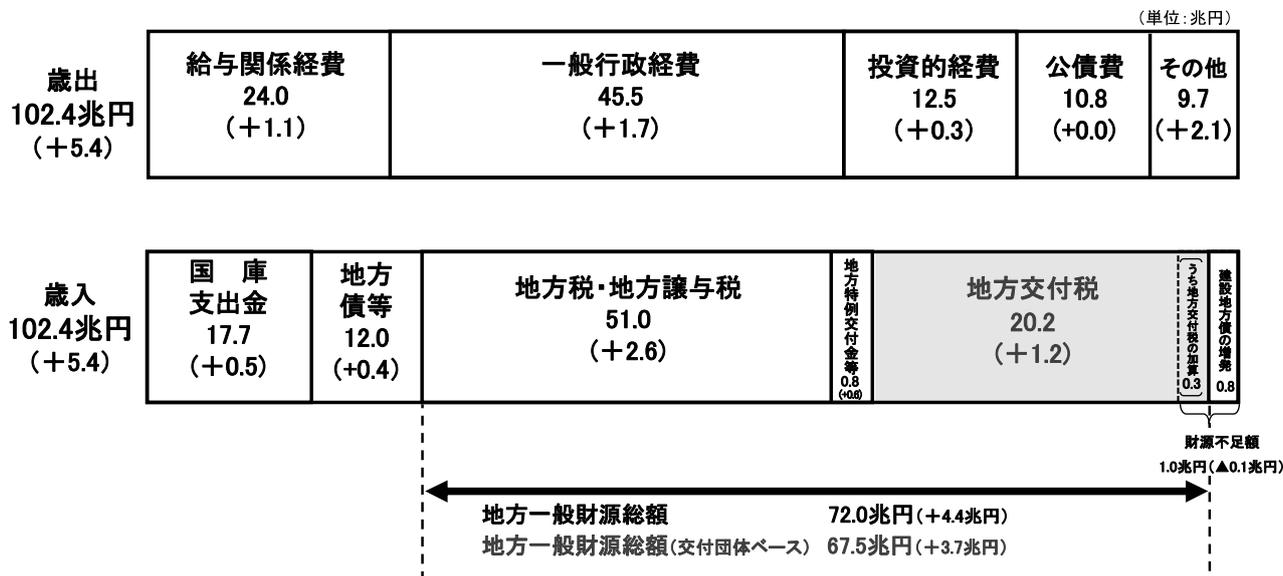
- 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

- ・ 震災復興特別交付税 539億円(前年度比▲332億円、▲38.1%)
- ・ 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 直轄・補助事業の地方負担分 309億円(前年度比▲270億円、▲46.6%)
 - ② 地方単独事業分(中長期職員派遣、職員採用、単独災害復旧事業等) 113億円(前年度比▲4億円、▲3.4%)
 - ③ 地方税等の減収分 117億円(前年度比▲58億円、▲33.1%)

※ 令和8年度の所要額は、539億円であるが、予算額は年度調整分83億円を除いた456億円(令和7年度予算額:684億円)となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和8年度分の予算額の累計額(不用額を除く)は5兆8,752億円

令和8年度 地方財政対策



注1:表示単位未満四捨五入の関係で精上げと合計が一致しない場合がある。

注2:()内は令和7年度地方財政計画からの増減額。給与関係経費及び一般行政経費の令和7年度の額は、令和8年度との比較対照のため、会計年度任用職員に係る給与等に移し替えている。

物価高・官公需の価格転嫁への対応

- 物価高の中で、ごみ収集や学校給食などサービス・施設管理の委託料、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における地方団体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円を増額計上
- 物価高が継続する中、物価上昇を上回る賃上げの実現のため、地方団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、地方団体における価格転嫁の取組状況を普通交付税の算定に反映

1. 物価高への対応

- ごみ収集、学校給食などのサービス、庁舎や教育施設等の施設管理の委託料:800億円
 - ※ 普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ
- 道路や河川等の点検・補修に係る維持補修費:750億円
- 道路や施設の改修等に係る投資的経費(単独):3,000億円
- 民間事業者への補助や消耗品費・備品等:800億円
- 公営企業における物価高への影響:500億円

2. 価格転嫁の取組の普通交付税算定への反映

- 普通交付税の算定費目「地域の元気創造事業費」において、新たに「価格転嫁分」(1,000億円程度)を創設し、価格転嫁に積極的に取り組む地方団体の財政需要を、以下のような指標を用いて反映

【算定に用いる指標(案)】

- ・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入率
- ・スライド条項等の導入率(※)
- ・民間委託契約額・指定管理料の増加率(※) ※本庁舎の清掃・夜間警備や一般ごみ収集などの業務を想定

(参考)「地域の元気創造事業費」の「行革努力分」のうち、ラスパイレス指数及び経常的経費削減率を用いた算定を廃止

高等学校教育改革等推進事業費（仮称）の創設

○ いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮し、地方団体が地域の実情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費（仮称）」を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債（仮称）」を創設

1. 対象事業

高等学校教育改革実行計画※に基づき実施する以下の地方単独事業

※文部科学省が令和7年度中に提示する高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン(仮称))を踏まえ、都道府県において策定される計画

(1) 専門高校※の機能強化・高度化に資する施設設備の整備

※工業高校、農業高校等

- (例) ・ 先端技術を活用した機器導入
 ・ 専門的な指導強化のための施設整備

※高等専門学校への転換等のための施設設備の整備も対象



(マシンングセンター)



(スマート農業対応温室)

(2) 普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化に資する施設設備の整備

- (例) ・ 理数系教育推進のための機器導入
 ・ 探究的な学びの実施に向けた施設整備



(化学生物系実験室)



(探究型学習空間)

(3) 地理的アクセス・多様な学びの確保に資する施設設備の整備

- (例) ・ 遠隔授業配信拠点の整備
 ・ 特別な教育的支援のための施設設備の整備



(遠隔授業配信センター)



(校内エレベーター)

2. 地方財政措置

地方債充当率:90%、交付税措置率:50%

※施設の新増築・建替については、交付税措置率30%

3. 事業期間

令和8年度～令和13年度

4. 事業費

1,000億円

地域未来基金費（仮称）の創設

○ 地域未来戦略(令和8年夏を目途に取りまとめ)を踏まえ、「強い経済」の実現の観点から、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を推進し、地方から日本を成長軌道に押し上げるため、単年度の措置として「地域未来基金費（仮称）」(4,000億円)を創設

1. 想定される取組(例)

※広域リージョン連携としての取組を含む

➤ 知事主導で計画されるクラスターの形成・拡大

企業立地の推進

関連企業の誘致、スタートアップ支援、工業団地の整備 等

研究開発の推進

研究開発拠点の整備、大学等との連携支援 等

人材育成・確保

大学等における学科・講座の開設、高度人材の確保、リスクリング支援 等

➤ 地場産業の付加価値向上・販路開拓

高付加価値化

新商品開発、新技術導入支援 等

販路開拓

国内外でのマーケティング、流通経路の構築 等

人材育成・確保

地場産業の人材獲得支援、専門人材の誘致 等

※市町村に対する支援も想定

2. 地方交付税措置

○ 都道府県が基金を創設し、複数年度で取り組むことを想定

【算定項目】

普通交付税の基準財政需要額に新たな算定項目「地域未来基金費（仮称）」を臨時費目として創設し、都道府県の計画的な取組に要する経費を算定

【算定額】

都道府県分 4,000億円程度

緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の拡充・延長

- 自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、地方団体が単独事業として実施する防災・減災、国土強靱化の取組を一層推進できるよう、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を令和12年度まで5年間延長

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

- 指定避難所における避難者の生活環境改善(厨房設備、入浴設備、洗濯設備、災害対応車等)
- 指定緊急避難場所における一時的な滞在のための防災東屋等及び防災コンテナの整備
- 庁舎・消防庁舎における衛星通信システムの整備

※ 指定避難所の(空調整備を伴わない)断熱性確保のための工事(文部科学省の交付金等を活用して空調整備を行う場合を含む)について令和7年度事業債から対象に追加

※ 拠点避難地、避難路及び緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設については対象施設を明確化



【キッチンカー(厨房設備)】



【防災コンテナ】

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充

- 橋梁について、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために実施する以下の事業

- 橋梁(道路、農道及び林道)の除却

※ 健全性の判定区分が「Ⅲ早期措置段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁を対象

※ 橋梁の除却に伴う付随する構造物の除却を含む

- 農道・林道橋梁の改修

3. 地方財政措置 地方債充当率100%、交付税措置率70%

4. 事業期間 令和8年度～令和12年度(5年間延長)

5. 事業費

緊急防災・減災事業費：5,000億円

緊急自然災害防止対策事業費：4,000億円

公営企業経営改善特例債(仮称)の創設

- 人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要
- 地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債(仮称)」を発行できることとし、負担の平準化を図る(地方財政法を改正)

1. 対象経費

- 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- 国又は地方団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
- 地方債の繰上償還に要する経費
- 退職手当の支給に要する経費 等 ※ 資産処分に係る収入を除く

2. 地方財政措置

- 地方債充当率:100% (資金手当)
- 償還年限:原則10年

3. 発行手続

- 申請にあたり議会の議決
- 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 活用が想定される経営改善の取組

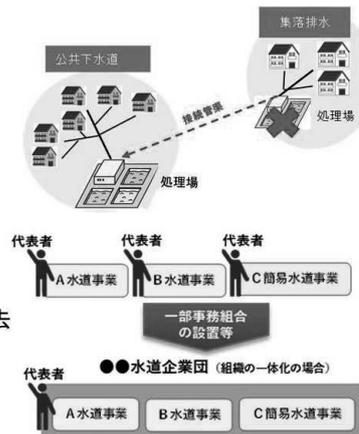
下水道事業

集落排水を公共下水道に接続
集落排水を合併浄化槽に転換 } 汚水処理場の撤去など

水道事業

簡易水道を上水道に統合
他の地方公共団体と事業を統合 } 浄水場の撤去など

※ 病院事業など上記以外の公営企業においても活用可能



上下水道の老朽化対策の推進

○ 埼玉県八潮市で発生した事故等を踏まえ、上下水道管路の老朽化対策を推進するため、地方財政措置を拡充

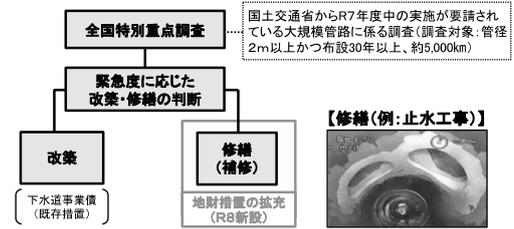
1. 下水道管路に係る全国特別重点調査への対応 下水道

埼玉県八潮市の事故等を踏まえて実施されている全国特別重点調査の結果、要対策とされた下水道管路に係る修繕について下水道事業債の対象に追加

【事業期間】令和8年度～令和12年度

【地方財政措置】修繕に要する経費を下水道事業債の対象に追加し、人口密度に応じ元利償還金の21～49%を普通交付税措置

※ 改築の場合と同様

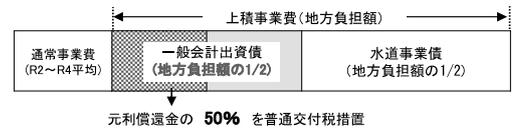


2. 水道管路耐震化事業「重点対策分(仮称)」の創設 上水道

事故発生時に社会的影響が大きい管路の耐震化事業について、通常事業費を超えて実施する事業(上積事業費)に対する一般会計からの繰入割合を従来の1/4(一般対策分)から1/2に拡充

【事業期間】令和8年度～令和12年度(従来の水道管路耐震化事業についても令和12年度まで延長)

【地方財政措置】上積事業費の1/2を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置



【事故発生時に社会的影響が大きい管路】口径800mm以上の管路、緊急輸送道路・重要物流道路・軌道・河川・海・湖の下に埋設又はこれらを横断する管路

3. DX技術を活用した管路施設に係る点検・調査 上下水道

上下水道管路に係る点検・調査の効率化・高度化等を進めていくため、DX技術を活用した点検・調査に係る委託経費について、地方財政措置を講ずる。

※ 「上下水道DX技術カタログ」(令和7年3月国土交通省公表)に掲載された技術が対象

【事業期間】令和8年度～令和9年度

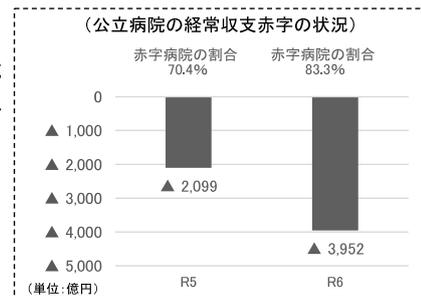
【地方財政措置】事業費の1/2を一般会計からの繰入の対象とし、繰入額の50%を特別交付税措置

持続可能な地域医療提供体制の確保

1. 物価高騰等を踏まえた病院事業繰出金の増額等

○ 近年の物価高騰や人件費の増加等の厳しい経営環境の中、公立病院が地域に必要な救急医療などを引き続き提供できるよう、病院事業に対する繰出金として8,300億円程度(前年度比+400億円程度)を計上し、地方交付税措置を拡充

- ・ 救急告示病院 : 1床あたり単価を9%程度引上げ
- ・ 小児医療 : 1床あたり単価を9%程度引上げ
- ・ 周産期医療 : 1床あたり単価を8%程度引上げ



2. 不採算地域における医療提供体制の確保

○ 周辺人口が少ない等の不採算地域において、二次救急など地域医療の中核的な役割を担う不採算地区中核病院がその機能を維持できるよう、特別交付税措置の基準額を30%引上げ

※ 不採算地区病院についても、特別交付税措置の基準額引上げ(30%)を継続
 ※ 日本赤十字社、恩賜財団済生会、JA厚生連などの公的病院等にも同様の措置を講じる

3. 公立病院の建築単価の引上げ

○ 資材価格の高騰等による建設事業費の上昇や入札不調等が多く生じていること等を踏まえ、公立病院の新設・建替に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を引上げ

R7: 59万円/㎡ ⇒ R8: 85万円/㎡

脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

1. 対象事業 ※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

(1) 地方単独事業として実施するもの

- ① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備
※充電を主目的とするものは原則対象外としていたが、
発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として
自治体が整備するものを対象に追加
- ② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等
※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、
再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修
※建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備
が個別に省エネ基準を満たす場合を対象に追加
- ④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修
- ⑤ 公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備
※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、
ハイブリッド車

(2) 国庫補助事業として実施するもの

- ペロブスカイト太陽電池の導入
※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

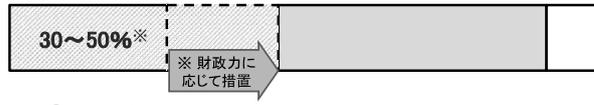
3. 事業期間 令和8年度～令和12年度(5年間)

2. 地方財政措置

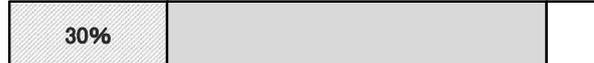
(1) ①及び②の事業 ※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



(1) ③及び④の事業 ※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



(1) ⑤の事業



(2) の事業



4. 事業費 1,000億円 (令和7年度: 1,000億円)

地方への人の流れの創出・拡大

- 地方への人の流れを創出・拡大するため、ふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置を創設するほか、地域おこし協力隊の任期延長特例の導入、地域力創造アドバイザーの活用期間等の拡充を実施

1. ふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置の創設

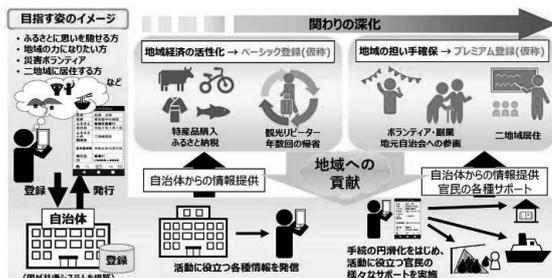
- 関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につながる「ふるさと住民登録制度」が令和8年度に創設されることを踏まえ、関係人口の充実・拡大等に向けた自治体による幅広い取組を後押しするため、特別交付税措置を創設(措置率0.5)

2. 地域おこし協力隊に係る特別交付税措置の拡充

- 地域おこし協力隊の任期延長特例の導入
 - ・ 地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、活動期間を最大5年に延長可能
- 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費に対する特別交付税措置の拡充
 - ・ 対象期間を延長(任期2年目から任期後1年以内 ⇒ 任期2年目から任期後3年以内)
 - ・ 新たな雇用の創出等の要件を満たす場合、上限額を引上げ(100万円/人⇒200万円/人)

3. 地域力創造アドバイザーに係る特別交付税措置の拡充

- 現行では3年間となっている活用期間について、期間経過後に異なるアドバイザーを活用する場合には、さらに3年間活用可能とする
- 1市町村あたり上限額590万円/年→610万円/年とする
 - ※ 謝金単価の上限を国の諸謝金等使用基準(9,300円/時)とする



(伝統産業の承継)



(農業技術の習得)

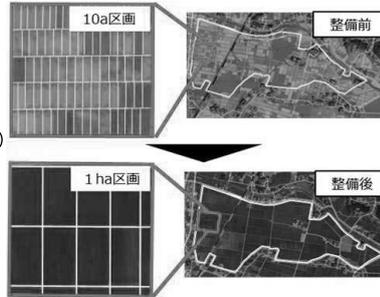
農業構造転換集中対策への対応等

- 国民の生命や健康を支える食料安全保障の確保の観点から、食料・農業・農村基本法に基づく農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)において、国が別枠で予算を確保し、施策の充実強化を行うことを踏まえ、それに伴う地方負担について「農業構造転換集中対策事業債(仮称)」を創設
- 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置について、対象事業を追加した上で、事業期間を5年間延長

1. 農業構造転換集中対策への対応

- (1) 対象事業
国が別枠で予算を確保して実施する以下の事業
① 農業農村整備(農地の大区画化等)
② 共同利用施設の再編集約・合理化
- (2) 地方財政措置(農業構造転換集中対策事業債(仮称))
地方債充当率:100% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間
農業構造転換集中対策期間(令和11年度まで)
- (4) 事業費(令和8年度)
760億円(地方負担額ベース153億円)

農地の大区画化のイメージ



共同利用施設のイメージ



2. 防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置の拡充・延長

- (1) 対象事業の追加
国営事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事
- (2) 地方財政措置(公共事業等債)
地方債充当率:90% 交付税措置率:50%
- (3) 事業期間
令和8年度～令和12年度(5年間延長)



主な地方財政指標積算基礎(通常収支分)

(単位:億円)

区 分		令和8年度 (見込)	令和7年度
歳入合計	①	1,024,400程度	970,644
地方税	②	478,185	454,493
地方譲与税	③	31,932	29,661
地方特例交付金等	④	8,156	1,936
地方交付税	⑤	201,848	189,574
地方債	⑥	61,448	59,620
うち臨時財政対策債	⑦	0	0
復旧・復興事業 一般財源充当分	⑧	▲ 63	▲ 33
全国防災事業 一般財源充当分	⑨	▲ 180	▲ 217
主 関 な 係 地 指 方 標 財 政	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	719,878	675,414
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧+⑨}{①}$	70.3%程度	69.6%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	6.0%程度	6.1%

(参考)

- 地方の借入金残高(東日本大震災分を含む) 166兆円程度(令和8年度末見込) ※ 173兆円程度(令和7年度末見込)
- 交付税特別会計借入金残高 22.6兆円 (令和8年度末見込) ※ 25.5兆円 (令和7年度末見込)

令和8年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

項目	令和8年度 (見込)	令和7年度	増減率 (見込)	項目	令和8年度 (見込)	令和7年度	増減率 (見込)
地方税	478,185 億円	454,493 億円	5.2 %	給与関係経費	240,100 億円	209,784 億円	約 14.5 %
地方譲与税	31,932 億円	29,661 億円	7.7 %	(会計年度任用職員移し替え後比較)	約 240,100 億円	228,598 億円	約 5.0 %
地方特例交付金等	8,156 億円	1,936 億円	321.3 %	退職手当以外	228,200 億円	198,588 億円	約 14.9 %
地方交付税	201,848 億円	189,574 億円	6.5 %	(会計年度任用職員移し替え後比較)	約 228,200 億円	217,402 億円	約 5.0 %
うち臨時財政対策債	61,448 億円	59,620 億円	3.1 %	退職手当	11,800 億円	11,196 億円	約 5.4 %
復旧・復興事業	▲ 63 億円	▲ 33 億円	90.9 %	一般行政経費	455,100 億円	456,456 億円	約 ▲ 0.3 %
一般国防災充当	▲ 180 億円	▲ 217 億円	▲ 17.1 %	(会計年度任用職員移し替え後比較)	約 455,100 億円	437,642 億円	約 4.0 %
歳入合計	1,024,400 億円	970,644 億円	約 5.5 %	補助	279,700 億円	266,375 億円	約 5.0 %
「一般財源」	719,878 億円	675,414 億円	6.6 %	単独	144,000 億円	158,881 億円	約 ▲ 9.4 %
(交付団体ベース)	675,078 億円	637,714 億円	5.9 %	(会計年度任用職員移し替え後比較)	約 144,000 億円	140,067 億円	約 2.8 %
				うちデジタル活用推進事業費	1,500 億円	1,000 億円	約 50.0 %
				国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,700 億円	15,000 億円	約 4.7 %
				地方創生推進費	10,000 億円	10,000 億円	約 0.0 %
				地域デジタル社会推進費	1,500 億円	2,000 億円	約 ▲ 25.0 %
				地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	約 0.0 %
				地域未来基金費(仮称)	4,000 億円	- 億円	皆増
				公債	107,700 億円	107,259 億円	約 0.4 %
				臨時財政対策債償還基金費(仮称)	8,376 億円	- 億円	皆増
				維持補修費	16,300 億円	15,525 億円	約 5.0 %
				投資的経費	124,500 億円	121,133 億円	約 2.8 %
				直轄・補助	56,900 億円	57,496 億円	約 ▲ 1.0 %
				単独	67,600 億円	63,637 億円	約 6.2 %
				うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	約 0.0 %
				うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000 億円	4,000 億円	約 0.0 %
				うち脱炭素化推進事業費	1,000 億円	1,000 億円	約 0.0 %
				うち高等学校教育改革等推進事業費(仮称)	1,000 億円	- 億円	皆増
				公営企業繰出金	23,500 億円	22,787 億円	約 3.1 %
				うち企業債償還費普通会計負担分	12,400 億円	12,394 億円	約 0.0 %
				水準超経費	44,800 億円	37,700 億円	約 18.8 %
				歳出合計	1,024,400 億円	970,644 億円	約 5.5 %
				(交付団体ベース)	約 979,600 億円	932,944 億円	約 5.0 %
				地方一般歳出	約 855,500 億円	813,291 億円	約 5.2 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

令和8年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

項目	令和8年度 (見込)	令和7年度	増減率 (見込)
歳入			
震災復興特別交付税	539 億円	871 億円	▲ 38.1 %
国庫支出金	約 1,600 億円	1,731 億円	約 ▲ 7.6 %
地方債	10 億円	11 億円	▲ 9.1 %
一般財源充当分	63 億円	33 億円	90.9 %
計	約 2,200 億円	2,704 億円	約 ▲ 18.6 %
歳出			
直轄・補助事業費	約 1,900 億円	2,321 億円	約 ▲ 18.1 %
地方単独事業費	230 億円	293 億円	▲ 21.5 %
うち地方税等の減収分見合い歳出	117 億円	175 億円	▲ 33.1 %
計	約 2,200 億円	2,704 億円	約 ▲ 18.6 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

(2) 全国防災事業

項目	令和8年度 (見込)	令和7年度	増減率 (見込)
歳入			
一般財源充当分	180 億円	217 億円	▲ 17.1 %
雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
計	181 億円	218 億円	▲ 17.0 %
歳出			
公債費	181 億円	218 億円	▲ 17.0 %
計	181 億円	218 億円	▲ 17.0 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合があります。

(参考1) 地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対前年度伸び率				年 度	対前年度伸び率			
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税		地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	地方交付税
昭和62年度	2.9	2.9	0.6	0.6	20	0.3	0.0	0.2	1.3
63	6.3	5.7	9.4	7.5	21	▲1.0	0.7	▲10.6	2.7
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3	22	▲0.5	0.2	▲10.2	6.8
2	7.0	6.7	7.5	10.3	23	0.5	0.8	2.8	2.8
3	5.6	7.4	6.1	7.9	24	▲0.8	▲0.6	0.8	0.5
4	4.9	5.9	4.1	5.7	25	0.1	▲0.1	1.1	▲2.2
5	2.8	4.4	1.6	▲1.6	26	1.8	2.0	2.9	▲1.0
6	3.6	4.6	▲5.7	0.4	27	2.3	2.3	7.1	▲0.8
7	4.3	3.6	3.6	4.2	28	0.6	0.9	3.2	▲0.3
8	3.4	2.3	0.1	4.3	29	1.0	1.0	0.9	▲2.2
9	2.1	0.9	9.6	1.7	30	0.3	0.9	0.9	▲2.0
10	0.0	▲1.6	3.9	2.3	令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
11	1.6	1.8	▲8.3	19.1	2	1.3	2.3	1.9	2.5
12	0.5	▲0.9	▲0.7	2.6	3	▲1.0	▲0.6	▲7.0	5.1
13	0.4	▲0.6	1.5	▲5.0	4	0.9	0.6	8.3	3.5
14	▲1.9	▲3.3	▲3.7	▲4.0	5	1.6	0.8	4.0	1.7
15	▲1.5	▲2.0	▲6.1	▲7.5	6	1.7	2.6	▲0.3	1.7
16	▲1.8	▲2.3	0.5	▲6.5	7	3.7	3.7	6.4	1.6
17	▲1.1	▲1.2	3.1	0.1	8	5.5程度	5.2程度	5.2	6.5
18	▲0.7	▲1.2	4.7	▲5.9					
19	▲0.0	▲1.1	15.7	▲4.4					
			(6.5)						

(注1) ()内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。

(注3) 令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

(参考2) 地方債等関係資料

年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対前年度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)	年 度	地 方 債 計 画 額 (億円)	対前年度 増 減 額 (億円)	地 方 債 依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和62年度	53,900	9,610	9.9	64	17	122,619	▲18,829	14.6	201
63	60,481	6,581	10.4	66	18	108,174	▲14,445	13.0	200
平成元年度	55,592	▲4,889	8.8	66	19	96,529	▲11,645	11.6	199
2	56,241	649	8.4	67	20	96,055	▲474	11.5	197
3	56,107	▲134	7.9	70	21	118,329	22,274	14.3	199
4	51,400	▲4,707	6.9	79	22	134,939	16,610	16.4	200
5	62,254	10,854	8.1	91	23	114,772	▲20,167	13.9	200
6	103,915	41,661	13.1	106	24	111,654	▲3,118	13.6	201
7	113,054	9,139	13.7	125	25	111,517	▲137	13.6	201
8	129,620	16,566	15.2	139	26	105,570	▲5,947	12.7	201
9	121,285	▲8,335	13.9	150	27	95,009	▲10,561	11.1	199
10	110,300	▲10,985	12.7	163	28	88,607	▲6,402	10.3	197
11	112,804	2,504	12.7	174	29	91,907	3,300	10.6	196
12	111,271	▲1,533	12.5	181	30	92,186	279	10.6	194
13	119,107	7,836	13.3	188	令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
14	126,493	7,386	14.4	193	2	92,783	▲1,500	10.2	192
15	150,718	24,225	17.5	198	3	112,407	19,625	12.5	191
16	141,448	▲9,270	16.7	201	4	76,077	▲36,331	8.4	187
					5	68,163	▲7,914	7.4	183
					6	63,103	▲5,060	6.7	180
					7	59,620	▲3,483	6.1	173程度 (見込)
					8	61,448	1,828	6.0程度	165程度 (見込)